

不法滞在・不法就労の 防止にご協力とご理解を！

<来日外国人犯罪の温床となる不法滞在者>

平成18年中における来日外国人の検挙人員に占める不法滞在者の割合は約6割で、在留期間が過ぎて日本にとどまっている不法残留者や密航などによる不法入国者などが犯罪を犯し、犯罪の温床となっていることがうかがえます。

警察では、来日外国人犯罪の取り締まりの強化と不法滞在・不法就労の防止に向けた活動を推進しています。

<事業主の皆さんへのお願い>

外国人を雇う場合は、「在留期間」「在留資格」を

- 旅券（パスポート）に押印と貼付されている「上陸許可証印」（スタンプ式とシール式のもの）
- 外国人登録証明書
- 就労資格証明書、資格外活動許可書

などにより必ず確認してください。

上陸許可証印（シール式） 上陸許可証印（スタンプ式）

① 入国年月日

② 滞在の目的
（理由）



③ 在留期間

④ 入国場所
空港、港等

<雇用者も処罰されます！>

不法就労は、働いた外国人だけでなく、雇った事業主やその雇用を斡旋した人も不法就労助長罪で処罰されます。

（3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金）

<通報・情報先>

不法就労を斡旋するブローカーからの斡旋や、不法滞在者本人から雇用の申し入れなどを受けた方は、お近くの警察署・交番・駐在所までご連絡ください。

柏 警 察 署